

お知らせ

かすがいし へいせい ねん がつ
春日井市では平成19年10月から
しょうがい ひょうき
「障害」の表記が

しょう か
「障がい」に変わります



い
「ともに生きるまちづくり」
をめざして…

と あ 問い合わせ

かすがいしふくしか
春日井市福祉課

でんわ
電話 0568-85-6186

ふあつくす
FAX 0568-84-5764

いっぱんてき かんじ がい じ
一般的に漢字の「害」の字は「そこなう」
「わざわざい」などのひていてき いみ
否定的な意味がある
ため、しょう しゃ じんけん そんちよう
障がい者の人権を尊重するとい
うかんてん げんそく しょう
観点から、原則として、「障がい」の
ひょうき しょう
表記を使用します。

ひと しょうたい ひょうげん ばあい
人の状態を表現していない場合、
こくうめいし ばあい ほうれい しょう ばあい
固有名詞の場合、法令などで使用する場合
は、しょうがい しょう
「障害」を使用します。

れい しょうがいぶつ じょきよ こうつうしょう しょうがい
(例) 障害物の除去、交通上の障害、
こくりつしんたいしょうがいしゃ
国立身体障害者リハビリテーション
センター、しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法、
ほうれい さだ しんせいしよ ようしき
法令で定められた申請書などの様式